

税務調査は突然に！ 第2回

～忘れていませんか？源泉所得税の納付～

給料やボーナスを支払った場合、会社が社員から源泉を預り社員に代わって納めています。しかし、この源泉徴収は何も給料やボーナスを支給した時にだけ発生するものではありません。たとえば・・・

- ① 「司法書士に役員変更の登記料を支払った。」
- ② 「弁護士の先生に相談料を支払った。」
- ③ 「知り合いの作家の先生に原稿料や講演料を支払った。」

意外と忘れてしまいそうですが、このように弁護士・司法書士・作家等に支払う報酬に対しても源泉所得税は発生してくるのです！！

★源泉徴収税額の算出方法の一例

原稿料・講演料等	支払金額 × 10%
弁護士・税理士・社会保険労務士等	支払金額 × 10%
司法書士・土地家屋調査士・海事代理士	(1回の支払金額-10,000円) × 10%

このように誰に対する支払いなのかという点で源泉徴収税額の算出方法が全く変わってきます。

また、支払う相手によっても違います。

個人に支払う場合 → 源泉徴収しないといけない

法人に支払う場合 → 源泉徴収する必要なし

支払先をしっかりと確認しましょう！

そして源泉所得税は報酬を貰った弁護士や司法書士等が収めるのではなく、支払った側が弁護士や司法書士等に代わって収めなければなりません。

「源泉所得税の金額を書いていない方が悪い。書いていないから納める必要は無い。」ということはありません。

請求書が届いた段階で源泉所得税の金額が記載されているかをしっかりと確認しましょう。

因みに源泉所得税の納付を忘れてしまった場合は、納める税額の5%～10%のペナルティを別途支払わなければならないのでご注意ください。

※ 当社は **税理士法人** のため、源泉徴収をする必要はありません。

詳細・ご質問等のお問い合わせはこちらまで TEL : 06-6313-1371

監査部 主任 一宮 崇人
亀田 真子
吉川 千晴